

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2024年 5 月22日

**【会社名】** 株式会社ベネフィット・ワン

**【英訳名】** Benefit One Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 白石 徳生

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号

**【電話番号】** 03-6830-5000 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 尾崎 賢治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号

**【電話番号】** 03-6830-5000 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 尾崎 賢治

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ベネフィット・ワン 大阪支店  
(大阪市中央区道修町四丁目 1 番 1 号)  
株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号)  
株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店  
(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番 2 号)

## 1 【提出理由】

当社は、2024年5月22日付の取締役会決議により、第一生命ホールディングス株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

また、当社は、2024年5月22日付の取締役会決議により、当社が、2024年5月23日（以下「異動日」といいます。）付で、株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます。）から、同社が所有する当社株式の全てを取得する自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実行することを決定したことにより、当社の親会社及び主要株主に異動が生じますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本自己株式取得は、本第三者割当増資及び2024年5月23日を効力発生日とする資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）の効力が生じることを条件としております。

## 2 【報告内容】

### I. 本第三者割当増資

#### (1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社ベネフィット・ワン A種優先株式

#### (2) 発行数

1株

#### (3) 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価額（払込金額） 1株につき123,927,070,400円

資本組入額 1株につき61,963,535,200円

#### (4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 123,927,070,400円

資本組入額の総額 61,963,535,200円

(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本の額であり、増加する資本準備金の額は61,963,535,200円であります。

なお、当社は、本第三者割当増資の効力が生じることを条件として、本第三者割当増資に係る払込期日（2024年5月23日）に、資本金の額を61,963,535,200円、資本準備金の額を61,963,535,200円減少させることを予定しております。

#### (5) 株式の内容

A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

##### 1. 剰余金の配当

① 当社は、剰余金の配当を行う場合、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種払込金額に3.30%を乗じて算出した金額（当該基準日がA種優先株式の払込期日が属する事業年度内である場合は当該払込期日から当該基準日（いずれも同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする（但し、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合、1円未満の端数は切り捨てる。）。以下同じ。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、A種優先配当金は、すでに当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき②に従い累積したA種累積未払配当金（②に定義される。）相当額の配当を除く。）を行っている場合、A種払込金額に3.30%を乗じて算出した金額から当該配当の累積額を控除した額とする。

② ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われたA種優先株式1株あたりの剰

余金の配当の総額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株あたりの不足額は翌事業年度以降に累積する（以下、本②に従い累積する金額を「A種累積未払配当金」という。）。A種累積未払配当金については、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

③ A種優先株主に対しては、A種優先配当金の額及びA種累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

## 2. 残余財産の分配

① 当社は、残余財産の分配を行う場合、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種払込金額及びA種累積未払配当金の合計額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。

② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する1株あたりの残余財産の額が、A種優先残余財産分配額の全額を支払うに不足する場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、そのA種優先残余財産分配額に比例按分した当該残余財産を分配する。

③ 当社は、本「2. 残余財産の分配」に定めるもののほか、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、残余財産の分配を行わない。

## 3. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（以下、当該請求を「償還請求」といい、償還請求がなされた日を、以下「償還請求日」という。）。償還請求があった場合には、当社は、A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、償還請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、償還請求日におけるA種優先残余財産分配額を交付する。但し、償還請求日における償還請求されたA種優先株式に係るA種優先残余財産分配額の総額が、償還請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を超える場合には、当社がA種優先株主から取得すべきA種優先株式の数は、当該各A種優先株主が償還請求を行ったA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定される。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求されなかったものとみなす。

## 4. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

## 5. 議決権

① A種優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

② A種優先株主は、当社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

## 6. 種類株主総会の決議事項

① 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、普通株主又はA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）をする場合はこの限りではない。

② 当社が普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定又は募集事項の決定の委任を行う場合には、当社の普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

③ 当社がA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定又は募集事項の決定の委任を行う場合には、当社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## (6) 発行方法

第三者割当の方法により、割当予定先に全てのA種優先株式を割り当てます。

## (7) 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

### 1. 手取金の総額

払込金額の総額	123,927,070,400円
発行諸費用の概算額	436,000,000円
差引手取概算額	123,491,070,400円

(注1) 「発行諸費用の概算額」には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 「発行諸費用の概算額」の内訳は、登録免許税相当額、登記関連費用、弁護士費用、その他諸費用です。

## 2. 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
パソナグループが所有する当社普通株式の全ての当社による自己株式取得の実行資金	123,927,070,400円	2024年5月23日

### (8) 新規発行年月日（払込期日）

2024年5月23日

### (9) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

### (10) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

### (11) 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

### (12) 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

### (13) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決め内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先のA種優先株式の保有方針については、下記「(14) 4. 株券等の保有方針」をご参照ください。

### (14) 第三者割当の場合の特記事項

#### 1. 割当予定先の状況

##### ① 割当予定先の概要

(1) 名称	第一生命ホールディングス株式会社
(2) 本店の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
(3) 直近の有価証券報告書等提出日	<p>(有価証券報告書) 事業年度第121期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月27日 関東財務局長に提出 (訂正有価証券報告書) 事業年度第121期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年9月29日 関東財務局長に提出</p> <p>(四半期報告書) 事業年度 第122期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日 関東財務局長に提出 事業年度 第122期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月14日 関東財務局長に提出 事業年度 第122期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月14日 関東財務局長に提出</p>
(4) 代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 菊田 徹也

(5) 事業内容	生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定により子会社とした会社の経営管理、その他の付帯業務	
(6) 資本金	344,074百万円（2023年12月31日現在）	
(7) 連結純資産	2,980,395百万円（2023年12月31日現在）	
(8) 連結総資産	65,782,663百万円（2023年12月31日現在）	
(9) 設立年月日	1902年9月15日	
(10) 主たる出資者及びその出資比率 (2023年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.25%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6.13%
	株式会社みずほ銀行	2.83%
	SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.48%
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	1.77%
	新生信託銀行株式会社ECM MF 信託口 8299002	1.76%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.75%
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	1.71%
	J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	1.29%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.29%	

## ② 当社と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先は、本日（2024年5月22日）現在、当社普通株式を2株所有しております。（注1）
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	当社は、割当予定先より、割当予定先の持株会の運営を受託しており、割当予定先の完全子会社である第一生命保険株式会社（以下「第一生命保険」といいます。）から委託料を受領しております。また、当社は、割当予定先の完全子会社である第一生命保険に対し、同社の団体保険の付帯サービスとして、当社グループ（注2）のサービスを提供しており、第一生命保険から当該サービス提供の対価を受領しております。

（注1）2024年5月22日に本株式併合（以下に定義します。）の効力が発生した時点における状況を基準として記載しております。

（注2）2024年5月22日現在における、当社、連結子会社10社、持分法適用会社1社及び非連結子会社1社により構成される当社のグループを指します。

## 2. 割当予定先の選定理由

2024年2月8日付で当社が公表した「第一生命ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、割当予定先は、当社の株主を割当予定先のみとし、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式の全て（但し、当社の親会社であるパナソニックグループが所有する当社株式（以下「本売却予定株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式（なお、当該自己株式数には、株式給付信託（J-E S O P）及び株式給付信託（B B T）が所有する当社株式（以下、当社の株式給付信託（B B T）が所有する当社株式を「B B T所有株式」といいます。）を含めておりません。以下同じです。）を除きます。）を取得するため、2024年2月9日から2024年3月11日まで、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の

開始日である2024年3月18日をもって、当社株式59,329,660株（所有割合（注1）：37.38%）を所有するに至りました。

（注1）「所有割合」とは、当社が2024年1月31日付で公表した「2024年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数（159,190,900株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（450,388株）を控除した株式数（158,740,512株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じです。

また、2024年3月28日公表の当社のプレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会のお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けは成立いたしました。しかしながら、割当予定先は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、パソナグループが所有する本売却予定株式並びに当社が所有する自己株式及びBBT所有株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社は、割当予定先からの要請を受け、2024年4月26日開催の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を割当予定先及びパソナグループのみとするため、当社株式20,302,600株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することとし、同臨時株主総会においてかかる承認を得ております。そして、本日、本株式併合の効力が発生したことにより、割当予定先及びパソナグループ以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となりました。

今後、本取引においては、本自己株式取得を実施することが予定されています。

そして、本自己株式取得にあたり、当社がパソナグループに対して交付する金銭の額は、本自己株式取得の効力発生日における分配可能額の範囲内であればならないところ、当社の分配可能額は、本自己株式取得の対価の総額を下回っていたことから、当社と割当予定先との協議の結果、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保することを目的として、割当予定先を引受人とする本第三者割当増資が実行されることを前提として本減資等を行うこととし、本減資等の効力発生後に本自己株式取得を実行することを予定しております。

そのため、本第三者割当増資は、本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資であり、これにより本減資等及び本自己株式取得の実行を可能とするものです。

なお、本減資等は、2024年5月23日に効力が発生する予定です。

### 3. 割り当てようとする株式の数

A種優先株式 1株

### 4. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、A種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

### 5. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、本第三者割当増資の払込みに要する資金を、現預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、割当予定先の2024年5月20日付の預金残高を確認し、本第三者割当増資の全額が調達できる状況を確認しており、また、割当予定先によれば、払込みに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであるため、当社は、割当予定先は、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力があると判断しております。

### 6. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が2023年6月27日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、同社が、「グループ内部統制基本方針」を策定し、その中で、グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置するとともに、グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する旨を定めていることを確認しております。そのため、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

### 7. 株券等の譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとされています。

### 8. 発行条件に関する事項

## ① 払込金額の算定根拠

本第三者割当増資は、割当予定先を当社の唯一の株主とするために行う本自己株式取得のための資金及び分配可能額の確保を含む今後の当社の必要資金の確保を目的とするものであり、その払込金額は本自己株式取得によって当社の唯一の株主となることが予定されている割当予定先との合意に基づき決定されたものであることから、当社としてはかかる払込金額には合理性が認められると考えております。もっとも、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については、様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先によって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。なお、2024年5月22日付でかかる株主総会の特別決議による承認は得られております。

## ② 発行条件の合理性に関する考え方

A種優先株式の発行数量（1株）は本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量は合理的であると判断しております。

## 9. 大規模な第三者割当に関する事項

A種優先株式については、株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権及び普通株式を対価とする取得条項も付されていないため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当には該当しないと考えております。

## 10. 第三者割当後の大株主の状況

## ① 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
株式会社パソナグループ	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	4	66.67	4	66.67
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	2	33.33	2	33.33
計	—	6	100.00	6	100.00

(注1) 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年5月22日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数（1株）は、法令に従った売却手続が完了するまでの間は議決権が認められないため、上記の所有議決権数の割合の算定の基礎からは除外しています。

(注2) 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(注3) A種優先株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

(注4) 2024年5月23日に本自己株式取得としてパソナグループからその所有株式の全てを取得することを予定しております。

## ② A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	—	—	1	—
計	—	—	—	1	—

## 11. 大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

1 2. 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

1 3. その他参考になる事項

該当事項はありません。

(1 5) その他

1. 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,527百万円

発行済株式総数 (普通株式) 7株

2. A種優先株式の発行は、2024年5月22日付臨時株主総会において、本第三者割当増資及びA種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案の承認が得られ、同定款変更の効力が発生することを条件としております。

II. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

1. 新たに親会社となるもの

- ①名称 第一生命ホールディングス株式会社
- ②住所 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
- ③代表者の氏名 代表取締役社長 菊田 徹也
- ④資本金 344,074百万円 (2023年12月31日現在)
- ⑤事業の内容 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理、その他の付帯業務

2. 親会社でなくなるもの

- ①名称 株式会社パソナグループ
- ②住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- ③代表者の氏名 代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之
- ④資本金 5,000百万円 (2024年2月29日現在)
- ⑤事業の内容 人材ビジネスに関する事業等を営む会社の株式を所有することによる、当該会社の事業活動の支配及び管理等

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

1. 親会社となるもの

第一生命ホールディングス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2個	33.33%
異動後	2個	100.00%

(注1) 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、異動日時点の当社の発行済普通株式総数(7株)から、本自己株式取得の実行前の時点で当社が管理処分権者である自己株式数(1株)を控除した株式数(6株)に係る議決権数(6個)を分母として計算しております。以下同じです。

(注2) 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、異動日時点の当社の発行済普通株式総数(7株)から、本自己株式取得の実行後の時点で当社が管理処分権者である自己株式数(1株)及び当社が本自己株式取得によって所有するに至った自己株式数(4株)を控除した株式数(2株)に係る議決権数(2個)

を分母として計算しております。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

2. 親会社でなくなるもの

株式会社パソナグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4 個	66.67%
異動後	—	—

(3) 当該異動の理由及びその年月日 (予定)

異動の理由：割当予定先が、当社の株主を第一生命ホールディングス株式会社のみとし、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として、異動日付で、本自己株式取得を実行する結果、親会社の異動が生じます。

異動の年月日：2024年5月23日

III. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 株式会社パソナグループ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

株式会社パソナグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4 個	66.67%
異動後	—	—

(3) 当該異動の年月日 (予定)

2024年5月23日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,527百万円

発行済株式総数 (普通株式) 7 株